

東京都高等学校吹奏楽コンクール
実施規定
東京都高等学校吹奏楽連盟

1、参加組および人員

- ① 参加組をA組・B組・C組・東日本組の4組とする。
- ② 各組の人員は、A組55名以内・B組35名以内・C組20名以内・東日本組30名以内で、各組とも指揮者はこの人員に含まない。

2、参加資格

- ① 本連盟加盟の高等学校で、その構成メンバーは同一高等学校に在籍し、正規の授業またはクラブ活動として吹奏楽を習得している生徒とする。但し、同一経営学園内の中学校生徒は認める。また、今大会の出演者は他の部門大会（中学校、職場・一般の大会）に重複しての出場はできない。
- ② 東日本組に出場する団体は、同一校でA組・B組・C組に出場することはできない。
- ③ C組は複数校での合同出場を認める。ただし、A組・B組・東日本組に出場している学校およびC組に単独出場している学校との合同出場は認めない。
- ④ 同一校で、同じ組に2団体以上出場することはできない。
- ⑤ 同一奏者が、2つ以上の組に重複して出場することはできない。
- ⑥ 演奏は同一メンバーで行うこと。但し楽器の持ち替えは認める。
- ⑦ 指揮者は学校長の承認を得た者とする。なお、指揮者が楽器を持って演奏に加わることはできない。また、課題曲・自由曲とも、同一人が指揮をすること。
- ⑧ あらかじめ届け出た指揮者が指揮をすること。ただし、やむをえない事情で変更するときは、大会の開始時間までに、学校長名による文書で変更願いを提出し、本連盟理事長の承認を受けなければならない。
- ⑨ A組および東日本組の指揮者は、上位大会の実施規定に則り、上位大会では2つ以上の団体を重複して指揮をすることはできない。

3、課題曲・自由曲および演奏

- ① A組では課題曲・自由曲の順で演奏する。
- ② 課題曲はスコアに指定された編成を尊重すること。なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。
- ③ 自由曲の編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用を認める。その他スコアに指定された編成を尊重すること。但し、電子楽器の使用は認めない。なお、使用楽器は会場の規制に従わなければならない。同一曲を演奏する上位大会では上位大会の実施規定に従わなければならない。
- ④ あらかじめ届け出た楽曲を演奏しなければ、審査は受けられない。
- ⑤ 自由曲は著作権法に抵触しない楽曲を演奏すること。著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者等から編曲の許諾を受けなければならない。その編曲許諾書はコンクール参加申込書に添付し、コンクール当日必ず持参していること。なお、同一曲を演奏する上位大会で違反が判明し、失格などの処置となっても本連盟は責任を負わない。
- ⑥ 演奏時間は、A組は課題曲の演奏開始から自由曲の終了まで12分以内、B組・C組・東日本組は届け出た楽曲の演奏開始から終了まで7分以内とする。
- ⑦ 演奏時間を超過した場合は失格とし審査の対象としない。なお、演奏時間は本連盟による計時のみ有効とする。
- ⑧ 出演日・出演会場・出演順は、本連盟が決定する。

4、審査および表彰

- ① 審査員は原則として、木管楽器・金管楽器・打楽器等の各分野からバランスを考慮して選出する。
- ② 審査員は、全理事が推薦する候補者の中から理事会において選出し、理事長が交渉、委嘱する。
- ③ A組の審査員は7名で行い、課題曲・自由曲の「技術」と「表現」各2項目の計4項目について19段階で評価する。評価集計は4項目それぞれに付けられた最高点と最低点を除いて行う。
- ④ B組・C組の審査員は5名で行い、演奏曲の「技術」と「表現」2項目について19段階で評価する。
- ⑤ 東日本組の審査員は7名で行い、演奏曲の「技術」と「表現」各2項目について19段階で評価する。評価集計は2項目それぞれに付けられた最高点と最低点を除いて行う。
- ⑥ 審査員の評価集計結果を3つにグループ分けし、得点の上位から金賞・銀賞・銅賞の3段階に振り分けを行う。なお、グループ分けが困難な場合には3：3：4の割合を目安として振り分けを行う。
- ⑦ 上位大会への出場校は、A組および東日本組のそれぞれ得点上位校より選出する。同点の場合には、審査員の決選投票を行う。
- ⑧ 各賞及び上位大会出場校の決定は、上記⑥⑦に基づき審査員の了解を得て理事長が行う。
- ⑨ 本連盟コンクール規定諸事項のいずれかに違反していると認められた場合、または本連盟規約の目的に反し、品位を傷つけるような行為があった場合は、失格とし審査の対象とならない。また審査の結果について質問・抗議を行ったり、審査員に対して失礼な言動をしてはならない。
- ⑩ 審査結果発表前に違反の事実が判明した場合は、学校代表者（顧問）にその旨を伝える。失格となった学校は表彰式に参加できない。また発表後に違反の事実が判明した場合は、審査の結果を無効とする。

5、付則

- ① その他、開催上の細目については理事会が定める。
- ② この規定は理事会の議決により改定することができる。

平成12年4月18日一部改定
平成13年3月15日一部改定
平成14年3月14日一部改定
平成15年4月15日一部改定
平成19年3月02日一部改定
平成21年4月09日一部改定
平成22年3月18日一部改定
平成23年4月12日一部改定
平成24年3月13日一部改定
平成25年3月11日一部改定
平成26年3月11日一部改定
平成28年3月14日一部改定
平成29年3月14日一部改定
令和 2年3月13日一部改定
令和 3年3月16日一部改定